

第1回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

(事務局)

定刻になりましたので、第1回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。

なお、本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えておりますので、開催の定足数を満たしております。

本日の会議の傍聴でございますが、1名の方が希望しております。御了承ください。

1 あいさつ【教育委員会教育局支援部長】

2 神奈川県いじめ防止対策調査会について

資料1及び2により事務局から説明を行った。

第3期委員について、事務局から紹介を行った。

3 会長及び副会長の選出

互選により、会長に柳生和男委員が、副会長に金子英孝委員が選出された。

4 会議の運営について

(柳生会長)

それでは、次第の4「会議の運営について」ですが、

本日の会議のうち、次第の6「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」については、いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行います。プライバシーに関する事項を取り扱うため、非公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

— 賛成過半数 —

(柳生会長)

過半数の賛成が認められましたので、次第の6については非公開といたします。

5 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

(1) 報告事項について

ア 神奈川県におけるいじめの状況について

資料3により事務局から報告を行った。

(柳生会長)

今の説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

(小池委員)

件数が多くなっていますけれども、いじめ防止対策推進法ができて、一番大きな目的と言っていいと思うのが、隠蔽の防止だと思いますので、当面の間は認知件数が増えるということは、健全に機能している証拠だと考えていいのではと思います。少し細かいところを教えてくださいたいのですが、認知件数ですけれども、自治体ごとのばらつきはいかがでしょう。また、重大事態の件数がどんな動きになっているかは数字で掴んでいるのでしょうか。自治体ごとの実際の件数だと言いつらいと思うので、実は知りたいのは認知率です。児童生徒数に対して何件という数字で見たときに、極端に少ないところがあるようだったらご指導いただきたいというのを申し上げたい。

(事務局)

県内の市町村でということでしょうか。

(小池委員)

そうです。

(事務局)

今その率の数字はすぐには出ないですが、よろしいでしょうか。

(小池委員)

はい。認知率を計算の上、ご指導の方をお願いします。
重大事態の件数の方は把握されていますでしょうか。

(事務局)

それも自治体ごとの件数でしょうか。

(小池委員)

全体としての件数と、可能であれば自治体ごとの件数、申し上げたいことは同じで、それも自治体ごとに認知率にばらつきがないか見ていただいて、特に低いところには指導していただきたいと思います。

(事務局)

自治体別が手元には資料がありませんので、校種別だけ申し上げてもよいでし

ようか。

(小池委員)

はい。

(事務局)

まず発生件数につきまして、小学校では 13 件、中学校では 9 件、高等学校 2 件、特別支援学校 0 件、計 24 件となっています。これが 28 年度の数字です。

(小池委員)

これは県内、横浜市川崎市を含んでの数字ということでしょうか。

(事務局)

はい。

(小池委員)

こちらについても意見を申し上げたいと思います。いじめの定義が広くなり、重大事態は、疑いがあれば重大事態ですよね。今横浜市の方が、定義に従って忠実に調査をしている状況にあるかと思うのですけれども、ものすごい件数になっています。具体的な数字については知りませんが、弁護士会から教育委員会の附属機関に 4 名、それ以外に学校に派遣している弁護士が 6 名、これだけ派遣したうえでそれぞれの委員が複数案件抱えるぐらいのものすごい件数があります。各自治体においてちゃんと認知しておられるかどうかということは、チェックを入れていただきたいのと、県においても平成 28 年度は 2 件起きています。本当は少ないに越したことはない数字ではあるのですけれども、認知のところがちゃんとできているのかどうかというところが、横浜市の数字と比較すると不安はあります。確かにいじめの件数というのは小 6、中 1 あたりがピークとなっていますから、県立学校と特別支援学校ですので若干状況は違うので、県の件数が少ないのは、県立学校の件数がある程度少ないということがあり得るかとは思いますが、重大事態の認知も疑いで認知しなければならないことになっていますので、そちらの方も適切な認知がなされているかご確認いただければと思います。

(柳生会長)

現場の学校に聞くと、これは重大事案ではないかというのはありますが、上がってきていないですね。上がってきていないことが問題なのか、また上げないようにして、上げないながら教師の裁量の中で対応をしているのかという感じはします。たいていこんな問題があつて、あんな問題があつてと聞こえるのは、だいたい重大事案なので、我々の目から見ると。でも上がってこないのが現実かなとは思いますがね。

イ 神奈川県いじめ防止対策調査会（第2期）の答申に対する県教育委員会の取組状況について

資料4により事務局から報告を行った。

（柳生会長）

各都道府県の教育相談もしくは生徒指導の指導者研修などに私はよく呼ばれます。各学校に委員会がありますが、文科省の方の中に、これがスピーディーに開かれていないのではないかという言い方をされる方が結構いらっしゃいます。その1つの要因としては、SSWとかSCの参加率が非常に少ない。委員会はやる、いじめは発覚する、学校で校長が関係の先生方を集めてやるという時に、SCがいない。SSWがいない。それはなぜかという、金曜日に発覚して、木曜日が勤務だったら来週の木曜日まで待たないといけませんよね。いくら徹底してほしいといっても、徹底されないですね。国も県も、専門家とのコラボレーションをきちっとやりなさいと言っているけれども、言葉だけが回っている。我々が調査をしている時に、この件はSCが関わっているのか聞くと、まだ会ってもいないということをよく聞きます。この辺は課題だと思いますので、一朝一夕にはいかないとは思いますが、地道な努力をしていただくことが必要かなと思います。専門家とのコラボレーションの中でアンケートがありますが、アンケートもやったらいいやという感じが個人的にはしますね。アンケートは誰が読んでいるのか、どういう分析をしているのか、その分析は専門家がやっているのか、担任がやっているのかというような疑問を投げかけるのですが、これもあまりうまくいっていない感じがしました。やれと言われたからやった、作れと言われたから作ったというような感じで、それしかやっていないような印象を受けました。フィードバックの問題ですが。ツールが配られたというのは非常に良いことだと思うので、国、県が打ち出している方針なのだから、これはぜひともやってほしいと思います。例えば、金曜日に来られないのであれば、来られるようにするようにしないとだめではないですかね。業務の問題だってあるわけですから。この辺のことを心してやっていただきたいと思います。

（2） 諮問事項について

学校支援課長から、柳生会長へ諮問書を交付した。

資料5から8により事務局から説明を行った。

（柳生会長）

それでは、フリートークに移りたいと思います。

以後は自由に発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

再発防止というのが一番大きな公表のテーマになると思いますが、これがまたいろいろな意味での問題を含んでいると思いますので、それも含めてお願いしま

す。

(小池委員)

ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、横浜市が昨年公表のガイドラインを作成しています。それに沿った運用をしているというところですね。それで、横浜市の場合、たしか特別のチームを作り、情報公開に詳しい弁護士も追加した上で、数回に渡って話し合っ、それで結論を出したという形になっていたかと思ひます。私たちがこの10月の、次回一回で何か決められるかという、非常に心許ないところがあるかと思ひます。少し何か体制を考えた方がいいのだろうなと思ひます。2点目ですけれども、先程の話の中で、いくつかの自治体について調べていただいたかと思ひますので、調査結果の方をお示しいただくと議論の参考になるかと思ひますので、あまり小さい自治体は参考にしにくいかと思ひますけれども、ある程度のところは集めて、議論の助けにしたいと思ひます。3点目ですけれども、横浜市の方針になかなか注目すべき点がありまして、原則公開、ただし要旨を公開するという形ですので、ご覧になった方がいらっしゃるかもしれませんが、やや抽象化の度合いが高くて、これで教訓になるのかという疑念が1つ、あと横浜市の場合、ある程度の年数が経ったところで公表をやめるという体制をとっているはずで、忘れられる権利みたいなものもありますので、それも一理あるのかもしれないけれども、調査結果というのが公共財、特に小さな自治体は公表すらできないのですから、神奈川県のような大きな自治体が結果を公表して、教育関係の研究者の方とか、いじめに取り組んでおられる方に公共財としてそういう情報を提供するというのは意味があることだと思ひますので、そういった視点からちょっと。特に参考になるのが、たぶん横浜市の規則になっているかと思ひますけれど、横浜市の良い点、問題点を調査した上で、進めた方がいいのかなと思ひます。

(柳生会長)

他にございますか。

(大滝委員)

今までのいじめの重大事態で、県の調査の場合、公表はどうなっていますか。

(事務局)

保護者、またはご本人が望まなければ公表はしないということなので、基本的には公表はしておりません。ただ、情報公開請求、これはまた別の制度でございますので、そこで請求があれば、その枠組みの中で個人情報に配慮した形で、黒塗りして出しています。

(大滝委員)

公開していくことには非常に意味があると思ひます。一方で、いじめたと

される子どもたちへの配慮がちゃんと保たれるかどうかというところが私はすごく気になるので、そここのところを視野に入れた公表制度を作った方がよいのではないかと思います。

(小島委員)

大滝委員の意見に賛成なのですけれども、いじめている側の方といじめられた側の方とのバランス感覚のところ、実際は調査してみたら微妙な点が多くて、本当は思い違いかいろいろなものがあったりして、それをいじめた側の方に確認をしないまま公表してしまってよいのかというところが心配で、その後の人間関係とか地域の中での関係が壊れてしまって、結局その双方ともにその地域から出ていかなければいけなくなってしまうのではないかと心配もあります。公表するにあたって、いじめられた側だけのことだけではなく、いじめた側の調査もしていけないと、後で本当は違ってしまったということになるといけないと思います。

(佐藤みのり委員)

今加害者への配慮という話があったと思うのですけれども、確かに地域の中で加害者になってしまった子が、公表されたことによってずっと生活しにくくなってしまおうというのは問題だと思うのですが、加害者側に合意を求めて加害者側の合意がないと公表できないという制度にしてしまうと、ほとんど公表できなくなってしまおうと思います。公表するとしても、個人名等を隠して公表する形にはなると思うので、そういうことも考えると、確かに第三者的な視点で加害者側のことも多少の配慮はしなくてはならないと思うのですが、同意を得るといって程度までは難しいのかなという印象を受けます。

(柳生会長)

いろいろな事例が考えられると思いますし、事例は千差万別だと思います。私が一番心配するのは、再発防止ということは、もちろん公表していればそれなりにストップはかかります。そのストッパーを、いじめの場合、私が良く使う言葉で「状況の力」というのがありますが、その状況が作られてしまう、マスコミやそれを活用する人たちによって。その活用する人たちのストーリーのとおり動いていく世の中、最近のいろいろな事件を見ていると、そのストーリーにあったように動かないといけないみたいなコメントがどこを見ても、ストーリーに沿わないものは悪であるみたいな状況が作られる、私はいじめというのはそういうことなのだよということを各学校とか先生方には申し上げますが、そういう状況、まったく反論のできない状況に追い込んでいた時に、完全にいじめは起こっているのだよということを言うのですけれども、公表が安易に行われると、そういうこともあり得るかなと。会ったこともない人に理不尽な怒りを感じたり、問題の中身をちゃんと分析していない人たちがやたら、あいつは社会的に葬られなくてはいけないというようなことを声高に言っていたと、そのストーリーを考えたの

は誰なのかというふうに私は時々思います。例えば、いつも言うようにアブグレイブというイラクの収容所で起こった虐待事件もそうなのですけれども、ああいうストーリーを考えたのは一体誰なのだと、やったやつが悪いのか、それともストーリーを考えたやつが悪いのかというふうに考えると、必ずしも真実なんてなかなかないような気がするのですよね。だから、それくらい慎重にしないとイケない。こういう時代ですから、SNSでも、インターネットでも、いったん公表したものが永久に残ります。その町から出て行ったって、どこに行ったって残ります。名前さえ検索すればぱっと出てきますよね。30年経っても40年経っても出てきます。これってどうなのでしょうと思う時もあります。例えば横浜はこういうことをやっています、あそこはこうやっています。最近の動きはこうだから、それが「状況の力」です。これはスタンフォード大学の先生がおっしゃっています。今の世の中の動きがこうだから、最近はこうなっている。だから気を付けなくてはイケないという話になる。それが「状況の力」、状況の力というものが一番社会的に問題がある、私はそう思っています。

(小池委員)

当然公表されることによる弊害というのは考えていかななくてはイケないですけれども、その半面、例えばこんなことがあったりするのでよね。神奈川県内の某自治体で20数年前にいじめの自死がありました。その時に、教訓にするべき事項がありました。ところが、その教訓が生かされずに、20数年後にまた、同じような自治体で、同じような自死が起こりましたというようなことがあって、結局同じような自治体でありながら教訓が生かされていない、それが故にとまで言うには議論の余地があるかもしれないけれども、同じようなミスをやってしまうということを防ぐためには、やはり教訓を共有化するための何らかの形を作らなくてはならないと思います。それで、公表することによる弊害ということになりますが、報道の弊害等は置いておいて、公表の弊害だけに絞って申し上げると、書かれている事柄だけでどこの誰かがすぐにわかってしまうような小さな自治体では当然弊害は大きくなるのだけれども、この神奈川という自治体で、神奈川県内のどこがというところまで抽象化した場合に個人名や地名を、例えば部活の名前まで抽象化してしまった場合に、どれだけの弊害があるのかということになると、神奈川県のような大きな自治体は比較的弊害は少ない方になるのかなと。ちなみになのですが、湯河原町、これは比較的小さい自治体だと思うのですけれども、湯河原町の教育委員会のホームページを開けていただければわかると思いますが、自死事件の調査結果が今も頭に出てきます。こういうようなことをやっているところもあります。それによってどんな弊害があるかということも踏まえなないといけません。どんなふうにバランスをとっていくかという部分は具体的には難しいところかとは思いますが、いろいろな事例、横浜市の現在の運用、湯河原で何が起きているかということ、そうしたことを踏まえて良いものを作っていければと思います。

(金子委員)

事務局の方に伺いたいのですが、先程再発防止の観点というふうにおっしゃっていたのですが、取り方はいろいろあるのかなとは思いますが、1つは施策的なもの、例えば教育委員会としての施策に不備があったり、スクールカウンセラーの配置とか、ソーシャルワーカーの配置とか、数の不足とかそういった取組に対する、今後改めるという意味の再発防止の観点到重きを置いているのか、それとも何かあった場合はこういうように公表されるということや、人をいじめたりすれば、自分たちがやっていることが公表されるというような抑止力的なものの再発防止として考えているのかを伺いたいのが1点、2つ目が先程、情報開示は別の対応と事務局がおっしゃっていましたが、そうするとここで公表云々のお話が進んでいくと思うのですが、それとは別個にこれに伴って様々な調査書が作られますよね。それに対する開示請求は別のルールで行われますよということなのか、同じ考え方が両方に、積極的な公表と情報公開の開示請求についても対応しますよということなのか、その点についてお伺いします。

(事務局)

まず1点目でございますけれども、公表されるから抑止力ということではなく、やはり再発防止、施策というところまで行くかどうかはわかりませんが、仮に何らかのことがあって自死をされた生徒さんがいらっしゃったと。その生徒さんが発していたシグナルみたいなものがもし仮にあったとしたら、そういったものは教員が共有すると、そういう点で必要性はあるのではないかと考えています。もう1つ、情報公開制度の話ですが、あくまでもそのいじめの調査結果の公表についてどうするかということは、ガイドラインが出ていたりもして、その中で適切に判断せよということで、特に決まっていなくて、その生徒・保護者の意向というものを酌んだうえでということですが、一方その行政が作った文書ですと、別の条例の枠組みに基づいて取扱いをしなくてはならない、そういう意味で申し上げた次第です。

結局私どもが何をすごく悩んでいるかということ、保護者の方が公表してくださいと言ってくだされば、そういうご意向があれば、悩む必要はないかなと。もう私たちのことはそっとしておいてくださいというようなことをおっしゃっている中で、それをあえて公表をしなければいけないということに対してどういうスタンスをとるかということが非常に悩ましいところかなというふうに思っています。もし仮に公表してくださいということであったとしても、公表の仕方については様々配慮しなくてはいけない部分はあると思うのですが。

(柳生会長)

それは、被害者と思われる方々の同意も必要だし、加害者と思われる保護者の同意も含めてということですか。それとも被害者がもう公表してくれと言えということですか。

(事務局)

ガイドライン上は、被害児童生徒保護者の意向、それから公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案するというふうなので。

(柳生会長)

ガイドラインの中には入っていないのですよね。加害者は。ただ読み方によると思いますが。

(事務局)

同意までは得ませんが、配慮はやっぱり必要だろうという解釈にはなろうかなと思います。

(柳生会長)

極端な言い方ですけども、こういう権限は司法の枠を超えて、しかも心理学の枠を超えて、社会常識の枠を超えて、一人間がやっていいのかというのがあるのですよね。懲罰の権限を持つわけですから。どんどんやってくれと、どんどん出してくれと。どうなのかなと思いますけれどね。今はただの予防だからと。そこで私が思ったのは、先程事務局がおっしゃったように、公表した場合の受け手がどういう人たちに出るのかということですね。これに制限を加えるというか、例えば講演内容を公表して結構ですよ、資料も使って結構ですよ、もちろん臨床のことだったらA君とか、B君とか、C君とかになりますよね。それも結構ですよという場合と、これは学校の先生方の会合用に作られたとか、これは保護者会で使って結構ですよというような。そういうのは考えられないのだろうかということもありますね。とにかく垂れ流し、活用というのは、我々は善意のことで活用を考えるとと思いますが、悪意で活用される方もいらっしゃるわけですよ。人のプライバシーなんて平気だっていう人たちもいるわけですから。やっぱり相当慎重にやらなければというふうに思いますね。だから例えばこういう事件が起きたと。これによってこういう不安があって、こういうふうなことがありましたということ、例えば高校とか中学校の生徒指導主任の先生や学校の先生のために、そこから考えていくのは致し方ないとして、そういうふうに受け手を制限することも考えられるのかなというふうには思います。これは難しいことですよ。出してしまうわけですから。

(小池委員)

先生のおっしゃる弊害なのですけれども、確かにいじめ事件があって無責任に騒ぎ立てる類の人間がいるというのも事実で、近年で言えば、大津のいじめ事件なんかでは、正当な批判ならともかく、おおよそやってはならない行為まで批判する側がやっちゃっているような例は確かにあります。

それで大津の件で言えば、調査報告書は教育委員会が要約版を公表しています。あと、某政党の議員さんが全文をアップしています。無責任に騒ぎ立てる類の人

たちが、調査結果の公表されたことによって騒ぎ立てているという関係があるか
というと、必ずしもそうではない。むしろ、適切な公表をすることによって、議
論を落ち着かせるという要素もある。公表したことによってひどくなっているか
というと、そこがまずどうなのかと思います。事件そのものが報道されて独り歩き、
それはともかくとして、調査報告書の公表ということでひどいことが起きている
かということ、必ずしもそうではないのかなというふうに思います。

(佐藤みのり委員)

重大事態ともなると、ほとんどの事案では最初に報道があって、こういうこと
がありましたということが皆に知れ渡ると。その知れ渡ったことによってストー
リーが出来上がって叩く人が出てくるかもしれないですけども、その後しばらく
経って私たちが皆で調査をして、調査結果を公表したことによって、そのスト
ーリーの炎がさらに盛り上がるかということ、そこまでではないかと。調査した結
果の公表のことと、報道されるということとは、一つ線を引いて考える必要があ
るのかなと私は思います。

(小池委員)

ただ、当然ながらいじめ解説の全体の過程の中で不当に傷つけられる人が出な
いようにしなければいけない、それは当然のことです。

(佐藤みのり委員)

私が受けた印象では、調査結果を公表することによるメリット、デメリットを
比較しながらこれから公表制度を作っていくのかなと。デメリットの部分は報道
による弊害というものはまた別次元で、公表したことによってどういう弊害が
出るのかということこれから詰めていくことになり、メリットについても懲罰
的だとか抑止力になるためにとかそういうふうに捉えて公表するのではなくて、
社会公共性のある事実として、個別具体的なところは黒塗りにした上で公表して、
こういう事案がありました、これからはこういうことが起きたら、例えばいじめ
のサインになるから注意しましょうとか、そういう皆で共有し合う財にするとい
うふうに捉える必要があると思います。そのうえで、そうしたメリット、デメリ
ットの調整を工夫していくのかなというような印象です。

(小島委員)

その公表する方法というか、要約的なものを公表するのか、詳細まで記載した
ものを公表するのかが、県全体として考えるとどうなのかということところがわか
らないのですが。

(柳生会長)

それは、いじめられた側の保護者が、こんなに抽象的でどうするのか、実名上
げると、こういうことがあったんだよ、教育委員会はどうだったんだよ、校長

はこうだったんだよ、名前上げろよと、こういう場合が出てくるわけですよ。同じ公表でも。そんなオブラートに包む必要はない、この際徹底的にやってやるんだと。

(小島委員)

県がどういうふうにしていくのかというところは、ケースバイケースになるわけですよ。

(柳生会長)

話し合っって方向性を決めていくことになります。

(小池委員)

さすがに名前を載せるわけにはいかないとは思いますが、そこは今後の議論ということで。ちなみに、先程の湯河原の例でいうと、小さな自治体でありながら詳細に載せています。

(事務局)

考え方というかやり方としては、3つくらいに集約されるのではないかと思います。1つは要約版を作るということ、情報公開制度と同じような形の黒塗りしたものを公表するというのが1つ、全く公表はしません、ただし情報公開請求があればそれは公表しますというものになると思います。なぜかという、そこには保護者が公表しないでくださいというご意向が働けばそういう形になるのかなと思いますので。

(小池委員)

具体的な中身の方は、また。先程も申し上げましたが、10月の会議だけで決めてよいものとは到底思えませんので、検討していただきたいと思います。あと、情報公開の話が出たのでついでに申し上げさせていただきますと、私が最初に調査をさせていただいた時、試しに情報公開請求をさせていただきました。ほぼ真っ黒で、何が何だかわからないような状況でした。ちなみに、別の自治体で調査に関わったものも試しに情報公開請求をしたら、ほぼ固有名詞以外は黒塗りなしで出てきました。ということで、おそらく公表の方針と情報公開制度は別物ではありますけれども、情報公開制度の適切な運用というところからも、今度決める公表のガイドラインをある程度参考にしていただくような形で運用していただけたらと思います。

(柳生会長)

私も一度、某都道府県のいじめ案件について聞いたことがあります。委員会がこういうものを出していると。その内容をよく知りたいと言ってお聞きしたことがあるのですが、見ることができますかと聞いたら難しいですと言われまし

た。我々は活用というのはまさに自分たちのやっている業務、言葉を換えれば子どもたちの福利に関するようなものに近づけていくためにいろいろと知りたいたいと思うのですが、知ることはできませんでした。これはどうなのかなと思ったこともありました。いったいどういう話が行われたのか、どういう行動でいじめが起こったのか、加害者、被害者はどうだったのかということを知りたかったのですが。

(大滝委員)

今法律家の先生方のお話がありましたが、私が調査会に入っていて思う感想みたいなものになるのですが、調査、レポートの基本的な目的は、その困っている子を救うと同時に、二度とそういう事件が起きないようにという再発予防がやはり主だと思います。そうすると、その個人を特定したり、その個人のことをごくたくさん出てくるというふうなものよりも、その背景因子をいかに広く捉えていくかということが、調査報告を書く際にも、それを公表する際にも大事なのではないかと思っています。ただ、実際問題として困るのは、相手の子からどのようなことを受けたのかということを書きやすいのですが、実はその子自身が親との関係でこういうことがあって、背景に家庭的な問題があったりだとか、そういうことが非常に絡み合っただけでこういう事件が起こったということを書くにも、その子の生い立ちをずっと書いていくということは、今回のいじめの問題とは直接関係がないので、あえて書けないというのがしばしば起きてくるので、そうすると今回の事件のところには絞ったレポートになるわけですね。そうすると、それはそれで間違っていないのだけれども、その子の持っている様々な問題と、こういうケースの子にはこういう対応をもっとしてあげればよかったということが、うまくレポートの中に入れてこない可能性があって、その辺を今回の公表の問題の前に、こういう調査報告書を作る際に大変だと私は思っていて、そういった視点をうまく入れて公表していくというふうにしていかないと、黒塗りで行くのか、全面開示か、あるいは公表しないのかという話を聞いていると、別に間違っていないけれども、そういったように0か1かという発想ではなくて、もう少し0.5とか0.7とか、あるいはいろいろな要素があって、それらをどうやって対因子的に考えていくのかという視点を持たないと、結局本当のところでは困っている子どもはまた出てくるだろうし、学校でのいじめもあるだろうけれど、実は家庭でもネグレクトの問題があったりだとか、そういった法的な問題の再発予防にはなかなか結びつかないのではないかと思います。これが公開することによって抑止力という意味であれば、極端に言えば、子どもの名前を入れたり学校の先生の名前がどんどん出た方がよいのでしょうけれど、そういったことが目的ではないのではないかと私は思います。ちなみに医療モデルで言うと、公表を開示する場合は、基本的に本人の了承を得るのですけれど、それもどこに載せる、これであなは良いですかという話でまず見せての限定した公開になります。県の調査委員会みたいに、0か1か、全部公表するのか、しないのかみたいな話は、少し極端な話だと思いつつながら、議論が間違っているわけでは全然ないのだけれど、私の

視点が医療モデルを背景にしているので、対因子的な部分をどう見ていくかという部分が違う気がします。それでは絶対公開しないのかということ、学ぶという意味では要約版に近いものが良いのではないかと考えています。要約版の時に一番大事なものは、要約をする人が、例えば県の職員がやったら、ここの発言はよくなから省いてしまおうとか、そういうことがもし出たらいけないので、要約版を作るときには、それこそ第三者の人か、第三者に近い人が要約版を作っていくことも必要かなと思います。

(柳生会長)

おっしゃる通りだと思います。ここで話すと何となく納得してしまうことがあるのですよね。でも実際の社会、学校で起こっていることは結構違うところがあって、そうではないところで動いてしまうのですよね。そこが悩ましいところですね。

(大滝委員)

付け加えておきたいのは、いじめのケースの調査をすると必ずこれはいじめられた子にとってはいじめだけれども、いじめた子もいじめられたと捉えた方が良いかないということがほとんどのような気がしています。どちらかが一方的にいじめているケースもありますが、そうではないケースもある。いじめというものは、人間関係の本質の絡み合いそのものというか、関わりそのものに内包されているものなので、いじめがない方が良いとは思いますが、単純に人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間にとっては絶対許されない行為だとしたら、このいじめの定義は合わないし、もしこういうふうに見るのであれば帰らせていただきたい。相矛盾していますが、いじめというのを広く捉えて抑止、今後このようなことが起きないようにしようということなのであれば、調査のあり方も、レポートのあり方も、そういうことをちゃんと捉えたものになっていかないとはいけないのかなと思います。

(柳生会長)

はい、ありがとうございました。

本日は議事の都合もあり、皆様から御提言をいただく時間が十分にありませんでしたが、このテーマについては、次回、引き続き議論していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

— 異議なし —

(柳生会長)

それでは、次第の6、「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」に移りたいと思いますが、以降の会議は、プライバシーに関する情報を取り扱いま

すので非公開といたします。

(事務局)

それでは、以降の会議は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退出いただきますようお願いいたします。

－ 傍聴人退室 －

6 いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づく事項

－ 非公開 －

(柳生教授)

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。
最後に事務局からお願いします。

(事務局)

柳生会長、ありがとうございました。

次回の日程ですが、10 月頃の開催を予定しております。また調整をさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了となります。

本日はどうもありがとうございました。